

見附市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年11月20日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第23号

見附市議会委員会条例の一部を改正する条例

見附市議会委員会条例（昭和31年見附市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「8人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。